

各設備保守点検消耗品リスト

(別表A)

	品名	型式等	負担区分		備考
			委託者	受託者	
共通項目	表示灯類	制御用・監視用に使用する汎用型ランプ		○	特殊な型式のものは除く
	電流ヒューズ	つめ付き、筒型、プラグイン等の汎用型ヒューズ		○	特殊な型式のものは除く
	温度ヒューズ	100℃、110℃、120℃の汎用型ヒューズ		○	特殊な型式のものは除く
	潤滑油類	汎用型グリース		○	冷凍機オイル、圧縮機オイル等の特殊オイルは除く
	工具・計器類	一般作業工具・各種測定機器等		○	専用品・現場据付品は除く
	テープ類	ビニールテープ、粘着テープ等		○	
	塗料類	補修用		○	
	接着剤料	補修用		○	特殊な材質は除く
	ウエス・軍手類	作業用		○	
	ロープ	作業用		○	
	清掃用品	モップ、ホウキ、バケツ等		○	
	養生用シート	作業用		○	
	サンドクロス類	汎用型サンドクロス、サンドペーパー		○	
	事務用品			○	
	各種記録紙	監視用、計器用	△	△	協議のうえ
電気設備	電磁開閉器	各制御機器用	○		
	照明設備	管球	○		
	照明設備部品	安定器等	○		
	仮設電源用資材	ケーブル、電設資材(端子・コンセント等)		○	特殊な型式・材質のものは除く
	電解液	直流電源設備補充用		○	
	インク類	記録用インク・インクリボン等		○	
	各種補修材	補修用電設資材等		○	特殊なものは除く
	ナースコール設備	ハンド形子機(カールコード式)		○	損耗分
	ナースコール設備	ベッドハンガー・ナースコールバンド	△	△	協議のうえ
	ナースコール設備	その他必要器具	○		
その他	記載無き電気機器・部品	△	△	協議のうえ	
空調設備	空調薬品	冷却水処理剤・ボイラー清缶剤・ボイラー軟水器再生用食塩等		○	保守点検費用に含む
	冷媒ガス	空調機器補充用(混合冷媒)	○		基本的に補充不可(少量なら補充可)
	フィルター類	プレフィルター	○		非再生型・再生型予備品
	フィルター類	中性能・高性能・HEPAフィルター等	○		非再生型
	フィルター類	脱臭装置用活性炭フィルター等	○		非再生型
	ベアリング	ファンベアリング・モーターベアリング等	○		
	パッキン・ガスケット類	1、2、3mm厚のシートパッキン及びリングパッキン、シールテープ等の汎用型		○	特殊な型式・材質のものは除く
		ボイラー・圧力容器用等の特殊材質・完成品		○	
	グラッドパッキン	ポンプ用		○	特殊な型式・材質のものは除く
	メカニカルシール	ポンプ用	○		
	Vベルト	空調機器用予備品		○	特殊な型式・材質のものは除く
	配管補修資材	圧着ソケット・配管等	○		軽微なものは受託者負担
	各種補修材	補修用機械資材等		○	
その他	ボイラー・圧力容器用特殊材質補修剤		○	定期検査前整備時	
	記載無き設備機器・部品	△	△	協議のうえ	
試薬品関係	残留塩素測定用DPD溶液、pH試験紙等		○		

各設備保守点検消耗品リスト

(別表A)

品名	型式等	負担区分		備考	
		委託者	受託者		
衛生設備	薬品関係	中水・排水処理装置用薬品及び殺虫剤等		○	
	ベアリング	モーターベアリング等	○		
	衛生金具	ピストンバルブ・フラッシュバルブ等予備品	○		軽微な部品は受託者負担
	パッキン・ガスケット類	1、2、3mm厚のシートパッキン及びリングパッキン、シールテープ等の汎用型		○	特殊な型式・材質のものは除く
		衛生機器用パッキン		○	特殊な型式・材質のものは除く
	グランドパッキン	ポンプ用		○	特殊な型式・材質のものは除く
	メカニカルシール	ポンプ用	○		特殊なものは除く
	配管補修資材	圧着ソケット・配管等	○		
	各種補修材	補修用衛生資材等		○	
その他	記載無き衛生機器・部品	△	△	協議のうえ	
建築設備	EV・ES関連消耗品	メーカー契約による部品、EV(フルム)、ES(POG)		○	メーカー契約以外は別途
	自動扉関連消耗品	戸車、ストッパー等	○		
	その他	記載無き建築設備機器・部品	△	△	協議のうえ
防災設備	始動装置用カバー	排煙窓始動用アクリルカバー等		○	
	感知器類	煙感知器・熱感知器等予備品	○		
	バッテリー	誘導灯類内蔵予備品	○		
	その他	記載無き防災機器・部品	△	△	協議のうえ
営繕器具	各種機械・工具等	端子圧着工具		○	特殊な型式のものは除く
		ボルト、ナット		○	
		ドリル、キリ、バイト、		○	
		その他消耗工具等	△	△	協議のうえ
	その他	記載無き防災機器・部品	△	△	協議のうえ
備考	※消耗品については、受託者が必要な物品についてその性能・年間数量を委託者へ報告すること。 ※別表A中「協議のうえ」とあるのは、委託者と受託者が書面により協議することをいう。				